観音墓納骨申込書B

申込日　0000　年　00　月　00　日

宗教法人　本應寺　様

本應寺観音墓納骨規程Bを承諾の上、納骨を申し込みます。

申込者住所　〇〇県〇〇市〇〇～

申込者氏名　名字名前　㊞（自署）・TEL.　000-0000-0000

承諾者連名　名字名前（兄弟姉妹や子など承諾者）㊞（自署）・TEL.　000-0000-0000

承諾者連名　名字名前　㊞（自署）・TEL.　000-0000-0000

被納骨者氏名（故人名）　※わからない場合は「不詳」と記入し、数を一致のこと。

①氏名　名字名前	④氏名　名字名前
②氏名　名字名前	⑤氏名　不詳
③氏名　名字名前	⑥氏名

■永代供養を希望される場合は、別に申込書があります。

本應寺観音墓納骨規程B

第1条　本規程は、管理者本應寺（以下管理者という）の観音墓に納骨（改葬を含む）を希望し、承諾を受けた者（以下使用者という）が、納骨についての適正を図ることを目的とする。

第2条　使用者は本應寺檀家およびその関係者とする。

第3条　納骨を希望する者は、本規程を承諾の上、「納骨申込書」にて申込むことができる。

2.納骨料は管理者に支払わなければならない。一体、五万円とする。年間預かり料等は徴収しない。

※納骨料は上限25万円です。（6名（壺）以降は納骨料はありません）

3.納骨後の遺骨の改葬および返還はしない。また、解約および納骨料の返還はしない。

4.納骨後の遺骨は管理者により観音墓に合葬される。その際に通知はしない。

5.本應寺の墓地を使用している場合、その使用権利は破棄され、原状回復後、管理者に返還すること。

第4条　納骨に当たっては、市町村長発行の死体（死胎）火葬許可証、改葬については改葬許可書を提出すること。

第5条　規程の前各条に定めのない事項については、法令の定めによるほかその都度、管理者で決定する。

付則　1、本規程は2013年1月1日より施行する。

※領収証No.　　※火葬許可証または改葬許可証の　有・無　　※位牌堂安置日　　年　　月　　日